

ALLたま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284

e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

厚労省が指針を公表！

「長期治療が必要な従業員」への対応のポイント

◆2月下旬に指針公表

人手不足が深刻化しつつある中、女性や高齢者、障害者など、多様な人材の活用が重要になっています。

また、近年はがんや心臓病、脳卒中など長期にわたる治療が必要な疾病を抱えながら働く従業員も増えてきましたが、これらの方を支援する環境が整っている企業はまだまだ少ないのが現状です。

そんな中、厚生労働省は、がん患者等の離職を防止し、治療を受けながら働き続けられるようにするため、企業が実施する支援策などを示した指針（事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン）を2月下旬に公表しました。

◆指針の特徴は？

この指針では、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入などの環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加

え、特に「がん」について留意すべき事項をとりまとめています。

◆指針のポイント

今回の指針のポイントは以下の通りです。長期治療が必要な従業員に対しても配慮するため、企業には主に以下の内容を参考にした取組みが求められることになります。

(1) 治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- ・労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口を明確化
- ・時間単位の休暇制度、時差出勤制度などを検討・導入
- ・主治医に対して業務内容などを提供するための様式等を整備

(2) 治療と職業生活の両立支援の進め方>

- ・労働者が事業者支援を求める申出（主治医による配慮事項などに関する意見書を提出）
- ・事業者が就業上の措置などを決定・実施（「両立支援プラン」の作成が望ましい）

(3) がんに関する留意事項

- ・治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- ・がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

◆職場の理解・協力が不可欠

ある調査では、がん罹患後も離職せず、同じ勤務先で仕事を継続できた最大の理由は「職場の上司や同僚の理解・協力があったため」との結果が出ています。

職場の環境整備とともに、重要なポイントの1つと言えるでしょう。

社員の転職理由の「本音」と「建て前」

◆転職市場は盛況

株式会社インテリジェンスが発表した「DODA 転職求人倍率レポート」によると、2016年2月の転職求人数は前月比104.9%・前年同月比145.3%となり、15カ月連続で、調査開始2008年1月以来の最高値を更新しているそうです。転職希望者数も前月比6.5%増、前年同月比56.8%増とな

り、6カ月連続で最高値を更新しており、転職市場は引き続き盛況なようです。

このような人材の活発な流動化中では、企業にとっては人材確保が大きな問題になります。

◆会社に伝える退職理由と本当の理由

転職する場合、当然ながら現在の仕事を辞めなければなりません。社員の退職理由からは、会社の問題点が浮き彫りになることもあります。会社に退職の意思を伝えてくる際の退職理由が本音ばかりとは限りません。

エン・ジャパン株式会社が行った「退職理由のホンネとタテマエ」についてのアンケート調査（回答 1,515 名）によると、約半数の人が会社に本当の退職理由を伝えていないことがわかりました。

会社に伝えた退職理由と本当の退職理由は以下のようなものです。

【会社に伝えた退職理由】

- (1) 結婚、家庭の事情 (23%)
- (2) 体調を崩した (18%)
- (3) 仕事内容 (14%)

【本当の理由】

- (1) 人間関係 (25%)
- (2) 評価・人事制度 (12%)
- (3) 社風や風土、給与、拘束時間 (各 11%)

◆社員の本音から考える

この調査からわかることは、社員が伝える退職理由は本音からは離れていることがままあるということです。

退職者が多い会社というの

は、「本当の理由」として挙がっている例から想像される通り、相対的に会社の雰囲気が悪かったり、待遇面で不満を持つ社員が多かったりする会社とも見られてしまうわけですから、求職者も離れていきます。

退職者の本音と建て前を見極めながら対策を講じていくことも必要でしょう。

4月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 [市区町村]

5月2日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務

所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～

いつも大変お世話になっております。

来月、再来月と健康保険料 (協会健保※一部都道府県除く) と雇用保険料が下がります。

ここ数年は上がる一方でしたので不思議な感じもしますが……。

また、介護保険料 (協会健保) は前年据え置きとなります。

現在次年度以降の法律改正予定も出始めておりますので、随時ご報告致したいと思います。

今後ともよろしく願いもうあげます。